

行田市建設工事「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制モデル工事」を試行するものである。

本要領は、行田市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) モデル工事

「週休2日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所による週休2日に取り組む方式。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から工事完成日（完成通知日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日

（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

4) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

6) 工事完成日

完成通知日をいう。

7) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(対象とする工事)

第3条 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・ 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制、夏季休暇中に完成が求められる等）制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

（発注方式）

第4条 モデル工事の発注は、次の方式によるものとする。

- ・ モデル工事（現場閉所型）
- 2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、参考1、2に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14を上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。
- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
 - ・ 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
 - ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
 - ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
 - ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

（経費の補正）

第6条 モデル工事（現場閉所型）の当初の予定価格においては、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

また、契約成立後、受注者の意向を確認し、完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、当直近の契約変更において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数に変更を行う。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、請負代金額の補正係数を月単位の週休2日に変更するものとし、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成有無に関わらず、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制（※1）を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

※1 年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内に一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度。

「モデル工事（現場閉所型）」の補正係数

経 費	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労 務 費	1. 0 2	1. 0 2
共 通 仮 設 費 率	1. 0 2	1. 0 1
現 場 管 理 費 率	1. 0 3	1. 0 2

※2 市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

（実施方法）

第7条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。

（1）受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

（2）受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRするための掲示を行う。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

（1）モデル工事（現場閉所型）

1）現場閉所を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。

なお、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。

口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式1）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。

また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- ・官公庁の休日の場合

2）監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

3）受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 工事完成時（工事検査前）には、以下のとおり対応するものとする。

- ・受注者は、工事完成日の14日前までに、「現場閉所実績報告書（様式1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注

者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

- ・発注者は、現場閉所率又は平均休日率の進捗状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。
- ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 アンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

(工事成績評定における評価)

第9条 工事成績評定における加点は行わない。また、通期の週休2日が達成できなかった場合や、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和2年2月3日から施行する。

附則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

本要領は、令和7年10月1日から施行する。

ただし、9月単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

参考1：入札公告への明示方法

本工事は、行田市「週休2日制モデル工事」の試行対象工事である。

施行の実施は、行田市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、行田市ホームページで確認すること。

参考2：特記仕様書への明示方法

本工事は、行田市「週休2日制モデル工事」試行要領の対象工事である。